

自治会の代表者様向けの森林経営管理事業に関する説明会にて

多かった質疑応答の内容を掲載します

○制度の対象について

Q 対象は基本的に人工林であると説明があったが、天然林は対象外か？

A 林業産業の振興や土砂崩壊防止機能発揮の観点から、原則は人工林が対象です。

Q 地目が畑や田であり、現況は森林の場合は対象か？

A 森林計画図における森林であるかどうかで対象化を判断いたします。
農林業振興課において、地図の閲覧が可能ですので詳細の場所をお調べの場合はお手数ですが、森林計画図にて御確認をお願いします。

Q 現在、事業体等へ任せ施業をされている森林については対象か？

A 目安として、過去 10 年間施業をされていない土地を対象とするため、施業をされている土地については対象外となります。

Q 過去 10 年間の施業履歴の有無はどのようにして調べるのか？自治会で行うのか？

A 市の方で伐採届や森林経営計画の認定状況等により調べます。
施業履歴を地元の方へ調査していただくことは原則ありません。

Q 保安林に指定されている場合は対象外か？

A 保安林であっても対象となり得ます。

Q 制度の対象となる森林は個人山や法人山等、所有者による制限はあるか？

A 原則はありません。
個人所有、法人所有ともに対象となり得ます。
ただし、生産森林組合所有森林については対象外です。

Q 市外に住んでいる森林所有者に対してもこの制度は使えるのか？

A 福知山市の森林を所有していらっしゃる場合、対象となり得ます。
例えば、福知山市に人工林をお持ちで、関東にお住いの森林所有者様がいらっしゃる、経営管理ができない場合この制度により意向調査をさせていただきます。

○森林経営意向調査について

Q 森林経営管理調査を実施する際は、自治会長等代表者が調査票を取りまとめる必要があるか？

A ありません。
基本的には、市が森林所有者様へ直接送付いたします。

Q 森林経営管理調査を15年程度で完了させる予定と紹介があったが、森林整備はその後になるのか？

A 森林経営管理意向調査実施後に森林経営管理集積計画を作成した土地については、作成後森林整備を進めていく予定としています。

○森林環境税及び森林環境譲与税について

Q 森林環境税の徴収は、1人千円との説明があったが、森林の所有に関係なく千円か？

A 森林を持っている方、持っていない方関わらず納税義務者1人千円です。

○福知山市の森林経営管理事業の実績について

Q 森林航空レーザ測量による境界明確化の紹介があったが、どのような順で行うのか？

A 今年度に作成する予定である森林経営管理実施計画に基づいて明確化を実施する予定です。

Q 森林航空レーザ測量による境界明確化の紹介があったが、地籍調査と一緒にすることはできないか？

A 森林の境界明確化については土地でなく、立木の所有者を明確にするものであり、土地の境界を確定させることは困難です。ただし、森林境界明確化を実施した森林について、地籍調査が行われる際は、情報の共有等を検討しています。

○出前講座について

Q 自治会内にこの制度に興味のある人が10名以上いれば、出前講座を申請できるか？

A 申請していただけます。
ぜひ申請してください。

Q 出前講座については、いつまで募集をしているのか？

A 今年度中は必ず募集をしているので、ぜひ活用してください。

○その他

Q この制度の対象となり、市に任せることを希望した場合、森林所有者が負担しなければならない経費は発生するか？

A 原則、森林所有者様から費用をいただくことはありません。

Q 森林経営管理集積計画を作成した場合の委託する期間は？

A 森林所有者様と協議の上決定いたしますが、5～20年程度で考えています。